

「ものづくり補助金」概要

2021.11.25更新

1	概要	中小企業の経営革新に必要な設備・システム投資等を支援。 例：新商品(試作品)開発、新たな生産方式の導入(作業進捗を「見える化」する生産管理システム導入等)、新サービス開発、新たな提供方式の導入
2	補助対象	上記1の目的に使用するのであれば ①システム構築費用、 ②ファイルメーカーライセンス費用、 が、どちらも補助対象となります。 (補助対象の「機械装置・システム構築費」という項目に当てはまります)
3	次回応募締切日	2022年2月8日(火) 17時
4	補助金額	補助率：中小企業者 1/2、 小規模企業者(アルバイトも含む常勤従業員数 20名以下) 2/3 金額：100万円～1,000万円
5	導入スケジュール概略	①応募 ②採択 ③交付決定日から10ヶ月以内に導入を完了(中間報告) ④検査(補助金額決定) ⑤補助金請求、支払 ⑥事業化状況報告(毎年4月、計6回報告書提出)
6	申請方法と書類	①ホームページより、電子申請となります。 1. まず、経産省の行政ログインサービス「GビズID」に登録する 2. 1で登録したIDを使い、電子申請する ②提出書類 1. 事業計画書 (具体的取組内容、将来の展望、数値目標等、A4で10ページ程度) 2. 賃金引上げ計画の表明書 (直近の最低賃金と給与支給総額を明記し、それを引き上げる計画に従業員が合意していることがわかる書面) 3. 決算書等 (直近2年間の貸借対照表・損益計算書等) 4. その他加算に必要な書類(任意)
7	どんな事業計画が必要か	以下の要件をすべて満たす3～5年の事業計画を策定し、従業員に表明していること。 ①事業者全体の付加価値額(営業利益、人件費、減価償却費を足したもの)を年率平均3%以上増加 ②給与支給総額を年率平均1.5%以上増加 ③事業場内最低賃金(事業場内で最も低い賃金)を地域別最低賃金+30円以上の水準にする
8	申請要件に反する場合の返還規程	・申請時点で、賃上げ計画に従業員へ表明していないことが発覚した場合は全額返還 ・事業計画終了時点で給与支給総額要件が未達の場合、「残存簿価等×補助金額/実際の購入金額」を返還 ・毎年度末(毎年3月)時点で最低賃金要件が未達の場合、「補助金額/計画年数」を返還
9	実施団体	経済産業省 中小企業庁の事務局である「全国中小企業団体中央会」 ものづくり補助金事務局サポートセンター 受付時間：10:00～17:00/月曜～金曜(土日祝日除く) 電話番号：050-8880-4053 URL http://portal.monodukuri-hojo.jp/

※令和3年11月11日掲載の第9回公募要領より作成しました。

※概略をまとめた資料です。実際応募される場合、実施団体の発行する「公募要領」をご確認下さい。